

## 特定沿道建築物の定義

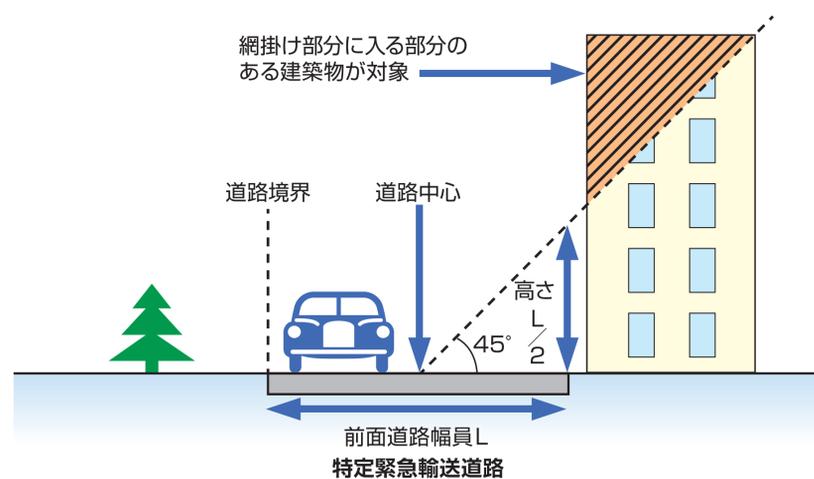
次のいずれにも該当する建築物が特定沿道建築物です。

- ア) 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- イ) 昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものを除く(旧耐震基準<sup>※1</sup>)
- ウ) 建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離<sup>※2</sup>を加えたものに相当する高さの建築物

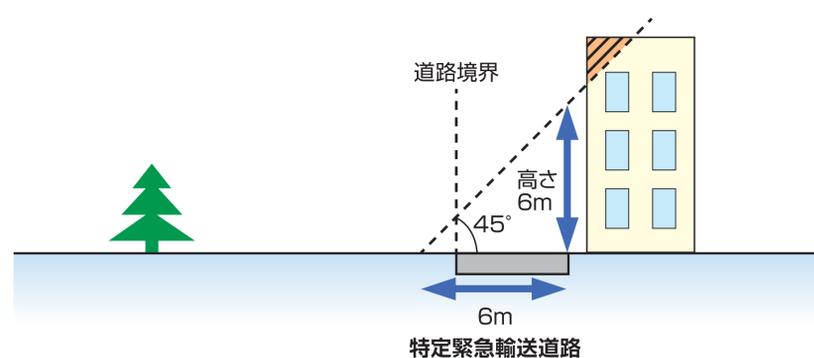
※1 地震に対する建築物の設計の基準は、昭和56年に大幅に強化され、現在の耐震基準の原点である「新耐震基準」が導入されました。  
阪神・淡路大震災においても、「新耐震基準」による建築物は、比較的被害が少なかったことが知られています。

※2 特定緊急輸送道路の幅員が12m以下の場合は6m

### ① 前面道路幅員が12mを超える場合



### ② 前面道路幅員が12m以下の場合



## 特定沿道建築物所有者等の義務

特定沿道建築物の所有者等には、次の義務が課せられます。

### ① 耐震化状況の報告(義務)

※平成23年10月1日から平成24年1月4日まで

所有者又は管理者の方には、耐震診断や耐震改修の実施状況について報告していただきます。  
「耐震化状況報告書」を郵送もしくは窓口に直接提出してください。

### ② 耐震診断の実施(義務)

※平成27年3月31日まで

耐震診断を実施していない場合、所有者の方には耐震診断を実施していただきます。

耐震診断を実施した場合は、所有者又は管理者の方には、耐震診断結果について報告していただきます。「耐震診断実施結果報告書」を窓口に直接提出してください。

義務が履行されない場合、都は命令や公表等の措置を講じることがあります。

### ③ 耐震改修等の実施(努力義務)

耐震診断の結果、耐震性が不十分な場合には、所有者の方には耐震改修等<sup>※</sup>を実施していただきます。

耐震改修等を実施した場合は、所有者又は管理者の方には、耐震改修等の結果について報告していただきます。「耐震改修等実施報告書」を窓口に直接提出してください。

※耐震改修等には、耐震改修のほか、建物の全部又は一部の除却、移転、建替えの場合も含まれます。

耐震化状況(変更)報告書

耐震診断実施結果報告書

耐震改修等実施報告書

## 条例の流れ

《施行日》

平成23年  
4月1日

### 《条例の施行》

- 特定緊急輸送道路の指定等

平成23年  
10月1日

### 義務

- 「耐震化状況報告書」の提出

耐震診断を実施  
していない場合

平成24年  
4月1日

### 義務

- ◆ 耐震診断の実施
- 「耐震診断実施結果報告書」の提出

耐震性能が  
不十分な場合

### 努力義務

- ◆ 耐震改修等の実施
- 「耐震改修等実施報告書」の提出



写真提供：(財)消防科学総合センター